［略］				
		航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力 2　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力 3　護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力 4　その他応急の措置を行う専門的な能力	一時限
［同上］		航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力 2　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力 3　護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力 4　その他応急の措置を行う専門的な能力	一時限

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の表の改正規定（「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第三項第二号」に改める部分に限る。）　公布の日

二　第二条の表の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日